

流山市長 井崎 義治 様

「令和 8 年 8 月千葉豪雨」に関する緊急要望

2026 年 8 月 26 日 日本共産党流山市議団

日頃より防災・災害対策にご尽力いただき感謝申し上げます。

8 月 13 日、千葉県を襲った記録的大雨「令和 8 年 8 月千葉豪雨」は、線状降水帯が繰り返し発生し、市内では平年の 1 か月分の約 3 倍といわれる異例の雨量を記録しました。この被害は県全体でかつてない事態となっています。また近隣他市と比較し、市内の被害は小さかったものの、被災した市民一人ひとりからすれば、深刻な被害となっています。

今回の豪雨と被害を対岸の火事とせず、我が事として教訓化し治水対策と防災・減災対策の強化・充実を図るとともに、党市議団独自に実施した市内各地での聞き取りから、被災者の生活・生業の再建の取り組みについて、下記のとおり緊急に要望します。

記

【1】今回の豪雨は「夕方・お盆・夏休み期間、長時間にわたる豪雨、線状降水帯の急な発生」という経過を踏まえた「避難所の整備」と「避難を支える体制整備」、「ボランティア対応」について

- ① 気象庁が「警戒情報 3」を発令すれば、災害弱者が緩やかにかつ早めに自主避難が可能となるよう体制を図り、市民への周知をスタートすること。また災害弱者には当初から段ボールベッドや避難テントが提供できるよう備蓄場所等を工夫すること。
- ② 水防本部の設置の判断を再検証するとともに、参集できた市職員に過重な負担を強いることなく、更なる減災を実現するために消防団・民生委員等の自宅待機及び活動のあり方をブラッシュアップすること。
- ③ 道路冠水が多発した南流山地域では、南流山センターに避難された市民もいることから、災害弱者等の一時的避難所として南流山センターを位置づけ、体制を図ると

ともに、更なる深刻な浸水被害が想定された時点で、キッコーマンアリーナへの集団避難を確保する体制を構築すること。

- ④ キッコーマンアリーナの北側の県道（駐車場入口近く）でも道路冠水により路上停車した車両が出たことから、災害状況を加味したキッコーマンアリーナへの避難経路について再考すること。
- ⑤ 「県道松戸野田線平和台地域は道路冠水しており、危険を感じたが、進むしかなかった」との市民の意見を踏まえ、冠水の危険性が高い地域については民間の商業施設の立体駐車場を一次避難のために早期開放できるよう必要な協定見直し等を図るとともに、緊急避難表示看板を設置すること。
- ⑥ エアコン未設置の県立学校体育館（指定避難場所）については、千葉県に早期整備を求めること。
- ⑦ 日中デイケア等介護・福祉利用者から「あの強い雨の中帰宅したが、一人暮らしで2階にも上がれないため、1階部分でも高い場所で座って過ごした」との声が道路冠水地域の独居高齢者世帯から聞かれた。事業者側も受け入れ体制や対応職員の自宅被災等もあり、個々の事業者では判断基準が難しい。帰宅すべきか、施設に留まるべきか等、命を守るガイドライン作成に向け、事業者との協議を促進すること。
- ⑧ 県内での災害ボランティアセンターの運営やボランティア受け入れの実績を踏まえ本市でも充実・強化策を協議し、必要な財政的・人的な支援を計画的に進めること。

【2】「床上浸水した結果、診察台が故障した」、「冷蔵庫2台、冷凍庫2台、ショーケースが破損した。室内で浸水14～15センチ（保険は水深45センチ・室内10センチ以上）だったので保険適用にはなるものの、壁紙のカビなど悩みが尽きない」、「浸水でパンの製造機器が使えない」「浸水によって車が廃車になった」など浸水被害を受けた市民の暮らしと生業への支援等について

- ① 面的に浸水した地域に対し、自治会や自主防災組織とも連携し、市として『お見舞い訪問活動』に着手し、被災者の実態を丁寧に把握すること。
- ② 浸水した地域の道路については、消毒も兼ね路面清掃車を出し、清掃すること。
また今後の豪雨に備え、集水ますや側溝に溜まった落ち葉やごみ、泥土等の清掃

を行い、雨水のスムーズな流れを確保すること。

- ③ 浸水被害を受けた事業者・店舗について、施設等の再建・修繕・撤去等に付随した必要な支援を図るとともに、災害関係資金の無利子化及び保証料免除等に支援を行うこと。また災害に起因したリフォームに対する助成制度を創設すること。
- ④ 罹災証明を所持にかかわらず、災害ごみについて、使用する袋や、さらなる分別の指導、不燃ごみの持ち帰り指示、搬入に伴う経済的負担の請求など行政対応に不満の声が相次いで聞かれている。大きな浸水地域については、所有者以外のごみも掃除しなければならないことから、対応を改善すること。また地域を限定し、個別回収を含めた被災者の心情も十分配慮した対応を確立すること。

今後廃出が想定されるカビた壁紙や畳等の受け入れ支援（搬送用の軽トラ貸出含め）を具体化すること。

- ⑤ 浸水した床下や庭についても、市民の要望があれば消毒すること。また浸水した床下を乾かすことで、家や家財の持ちがよくなるとの研究・実績（建物浸水後の床下空間の乾燥手順の策定・中谷岳史信州大助教授）を踏まえ、送風機を公的備蓄とし、必要としている浸水住宅への啓発・貸出を行うこと。

【3】今回の浸水地域は以前から度々浸水してきた地域でありことから、河川・治水等の対策強化について

- ① 県内各地の河川・水路が一部氾濫したことから、市所有の堤防・護岸の抜本的な強化、浚渫・維持管理を優先した予算確保を図ること。
- ② 今回の豪雨で道路浸水地域を優先し、治水計画・河川整備基本方針を抜本的に見直すこと。
- ③ ハザードマップ、道路の冠水マップなど、今回の豪雨の経験をもとにしたものに必要なバージョンアップを図ること。「東初石1丁目地域では柏市域から道路伝いに大量の水が流れてきた」、「野々下3丁目地域の低地への排水が集中した」、「内水ハザードマップ上、対象地域ではない平和台駅東側地域も今回は浸水した」との意見も踏まえ対策を調査すること。
- ④ 浸水多発地域は、「水害時、走行注意」看板や、浸水の深さが分かるポールを立ててほしいとの要望もあり、自治会とも相談し、対策を図ること。

- ⑤ 松戸市では「水門の開閉、氾濫の危険などを知らせるサイレンや防災無線が豪雨の音にかき消され聞こえなかった」との声があることから、必要な災害・避難等の情報が全市民に届くようシステムを本市でも構築すること。また「公式 LINE には登録したが、登録メニューを選択していなかったから、指定ごみ袋のお知らせ以降市からの連絡が入ってきていない」との声もあり、対応策を図ること。

【４】国に対して以下、要請すること。

（１）市民への周知、災害救助法・被災者生活再建支援制度について

- ① 地震時に発信される J アラートを活用し、災害級の豪雨にも応用できるようなシステムを構築すること。
- ② 建物の損壊程度や被害額の規模により災害救助法や激甚災害の対象とならない世帯についても、被災者個人に過大な負担がかからないよう、県・市独自の取り組みを特別交付税等により国として財政的に下支えすること。
- ③ 「令和 8 年 8 月千葉豪雨」に伴う被災に対し、国は速やかに「激甚災害」に指定するとともに、被災者の生活再建や中小零細事業者の事業再建に必要な財政的支援を抜本的に強化すること。また「普通交付税の繰り上げ交付」については、不交付団体にも有効な支援になるよう配慮すること。
- ④ 被災者生活再建支援法にもとづく支援金については、床下浸水世帯や中小事業者・店舗も対象に含めるなど適用範囲を拡大し、現在の物価高騰に見合う水準へ支援額を引き上げること。
- ⑤ 冷蔵庫・エアコン・車両など生活必需品の被害に対し、既存の支援金では対応しきれない実態を踏まえ、新たな生活再建支援制度の創設を検討すること。
- ⑥ 罹災証明書の迅速な発行のため、被災自治体への応援職員派遣や現地調査の人員確保を国として支援するとともに、申請手続きの簡素化を図ること。
- ⑦ 税・保険料の減免、医療・介護等の相談窓口など、ホームページ掲載に加え、紙媒体を含め多面的な周知し、相談窓口はワンストップ体制を整備すること。
- ⑧ 県営・市営住宅など公的な住宅のあっせんを積極的に行い、年金生活者をはじめ低所得者の生活再建に十分な配慮を行うこと。

- ⑨ 低層階が浸水したマンションでは給排水設備の損壊が継続し、全面断水する事例が確認されている。またエレベーターも停止し、階段のみでの生活を強いられる高齢者や要配慮者も多い。高層集合住宅特有の被害実態を踏まえ、給水車の増配、仮設トイレ・入浴支援等の緊急対応を強化すること。
- ⑩ エアコン室外機の水没による故障も多発している。エアコンのある避難所の開設や、民間ホテル等既存の施設などを活用した応急仮設住宅（みなし仮設）を柔軟に運用できるようにすること。自治体が被災者の実態に即して必要な対応ができるよう国としても更なる財政、人的支援を行うこと。
- ⑪ 災害拠点病院の早期再稼働を目指し、電源車の配車や、必要な資機材については、国として広域的な調達と優先順位の調整に責任を持ち、迅速に対応すること。
- ⑫ 災害ごみについては、個別収集を後押しするなど、災害救助法対象外地域でも、お金の心配なく全ての自治体に対応できるよう自治体への支援を強めること。
- ⑬ 民地のがけ崩れで土砂撤去に困難を抱える住民に対して自治体が積極的に支援できるよう国としても後押しすること。また、急傾斜地対策の安全対策を図ること。

（２）放置車両・交通、鉄道インフラについて

- ① 防災気象情報レベル４や５の豪雨が発生した場合は、JAF 等関係機関、道路管理者の国、県、市が連携し、実態の共有と、災害拠点道路となる幹線道路から復旧を行うこと。
- ② レッカー事業者の広域応援体制の構築を国として調整・支援すること。また放置車両の緊急撤去に要する費用について、自治体への財政支援制度を創設すること。
- ③ 冠水の危険のある状況では、民間の商業施設の立体駐車場の一次的開放による避難とともに、日中デイケア等介護・福祉利用者を帰宅すべきか、施設に留まるべきかのガイドラインを示し、命を守る取組みを優先できる仕組みや連携を図ること。
- ④ アンダーパスでの水没死亡事故を踏まえ、どのような状況でも目視できる表示を道路上、壁などに表記し、一定の水位以上は、侵入禁止にするよう全国的に整備し、地方自治体への財政支援を強化すること。
- ⑤ 公共交通機関の早期復旧と強靱化、および代行輸送体制への財政支援を行うこと。

以上。